

<p>公安委員会 説明資料No. 1</p>	<p>「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」等に対する意見の募集について</p>	<p>令和6年12月12日 長官官房 生活安全 交警通備局 局局局</p>
<p>1 趣旨</p> <p>「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和4年6月3日デジタル臨時行政調査会決定）において、アナログ規制に該当する条項について見直しを行うこととされたこと等を踏まえ、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）等の改正を行うに当たり、その改正案を一般に公表し、意見を募集するもの。</p> <p>2 期間</p> <p>令和6年12月13日（金）から令和7年1月11日（土）まで（30日間）</p> <p>3 内閣府令案及び国家公安委員会規則案</p> <p>「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」において「書面掲示規制」等のアナログ規制について見直しを行うこととされたことを踏まえ、道路交通法施行規則等について、都道府県公安委員会等の掲示板への掲示により行うこととされている公示について、インターネットの利用により行うことを可能とする改正を行うもの。</p> <p>4 施行期日</p> <p>令和7年3月1日から施行する。</p>		

1 犯罪被害者白書について

犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づき、毎年、国会に提出している法定白書（今年で19回目。国家公安委員会・警察庁としては9回目）。政府による犯罪被害者等施策の進捗状況について記載。

2 構成について

(1) 特集

犯罪被害者等施策推進会議決定に基づく取組の進捗状況

第1章 犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する検討(3頁～)

第2章 犯罪被害者等支援弁護士制度の創設(8頁～)

第3章 国における司令塔機能の強化(11頁～)

第4章 地方における途切れない支援の提供体制の強化(13頁～)

第5章 犯罪被害者等のための制度の拡充等(18頁～)

(2) 年次報告

第4次犯罪被害者等基本計画に盛り込まれた具体的施策の進捗状況

第1章 損害回復・経済的支援等への取組(24頁～)

第2章 精神的・身体的被害の回復・防止への取組(41頁～)

第3章 刑事手続への関与拡充への取組(81頁～)

第4章 支援等のための体制整備への取組(97頁～)

第5章 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組(132頁～)

(3) トピックス

- こども・若者の性被害防止のための取組について(54頁)
- 矯正施設における被害者等の心情等の聴取・伝達制度について(89頁)
- 犯罪被害者等支援を目的とした条例等の制定状況(98頁) 等

(4) 基礎資料

犯罪被害者等基本法、第4次犯罪被害者等基本計画、令和5年6月6日犯罪被害者等施策推進会議決定、犯罪被害者等施策関係予算、地方公共団体の取組状況、犯罪被害者等に関する相談先一覧 等

3 今後の予定について

令和6年12月17日 閣議決定・国会提出

公安委員会 説明資料No. 3	「犯罪による収益の移転防止に関する法律 施行令の一部を改正する政令案」に対する 意見の募集について	令和6年12月12日 刑 事 局
--------------------	---	---------------------

1 概要

刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和5年法律第28号。以下「改正法」という。）により、拘禁刑以上の刑に処する判決の宣告を受けた者等に係る出国制限制度（改正法による改正後の刑事訴訟第342条の2等）が創設されたところ、同制度の関係規定の施行に向け、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成20年政令第20号。以下「犯収令」という。）の改正案について意見公募手続を行うもの。

2 改正案の概要

司法書士等が行う特定受任行為の代理等（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）別表第2条第2項第46号に掲げる者の項）について、犯収令第8条第1項各号においてその対象となる行為又は手続から除外されるものが規定されているところ、出国制限制度における帰国等保証金の納付について、同項第2号に規定する刑事手続に係る保証金及び監督保証金の納付と同様に犯罪による収益の移転の危険性が低いことから、同号において帰国等保証金の納付についても特定受任行為の代理等の対象となる行為又は手続から除かれるよう規定する。

3 今後の予定

意見公募手続：令和6年12月13日から令和7年1月16日まで

施行期日：改正法の公布の日（令和5年5月17日）から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日

1 開催日時等

- 開催日時：令和6年12月17日（火）
- 構成員：全閣僚

2 会議の内容

「国民を詐欺から守るための総合対策」の緊急フォローアップについて

(1) 趣旨

「国民を詐欺から守るための総合対策」（令和6年6月18日犯罪対策閣僚会議決定。以下「総合対策」という。）に基づき、各種対策を強力に推進してきたところであるが、昨今、いわゆる「闇バイト」による強盗等が相次いで発生していることを受け、総合対策の緊急フォローアップを実施するとともに、当該強盗等の手口を踏まえ、総合対策の更なる強化・拡充を行うもの。

(2) 強化・拡充する施策例

- ① 「被害に遭わせない」ための対策
 - 地域防犯力の強化を地方創生臨時交付金等の推奨事業メニューに位置付け、確実に防犯カメラの整備が行われるよう支援する 等
- ② 「犯行に加担させない」ための対策
 - 若者に訴求力の高い著名人にSNS上に「闇バイト」等の危険性等について投稿を要請するほか、ターゲティング広告やアドトラックの活用等、その他の媒体や方法の拡充を図る 等
- ③ 「犯罪者のツールを奪う」ための対策
 - 金融機関への照会・回答の迅速化を図る 等
- ④ 「犯罪者を逃がさない」ための対策
 - 現行法の範囲内で実施可能な仮装身分捜査の在り方を検討し、早期に仮装身分捜査を実施する 等

<p>公安委員会 説明資料No. 5</p>	<p>日中韓警察局長級会議（第7回）、日中警察協議（第14回）及び日韓警察協議（第9回）の開催結果について</p>	<p>令和6年12月12日 長官官房</p>
----------------------------	---	----------------------------

1 日中韓警察局長級会議（第7回）の概要

平成27年の「日中韓サミット」における共同宣言を受け、同年に第1回会議を中国で開催して以降、三カ国持ち回りで毎年開催（新型コロナウイルス感染症の影響により途中中断）。今回は中国（眉山市）で開催し、日中韓警察間で共通課題に一層緊密に協力して対処していくことで一致。

(1) 日時

令和6年12月4日（水）

(2) 出席者（代表）

警察庁：青山長官官房審議官（国際担当）

中国公安部：段国際合作局副局長

韓国警察庁：李国際協力官

(3) 会議テーマ

日中韓三国の治安上の共通課題への対応等

2 日中警察協議（第14回）及び日韓警察協議（第9回）の概要

日中警察協議は平成16年から、日韓警察協議は平成22年から、それぞれ実施し、近年は日中韓警察局長級会議にあわせて開催。今回は、両国の犯罪情勢、対策等について意見交換を行うとともに、個別事件における捜査協力について協議。

(1) 日中警察協議

ア 日時

令和6年12月3日（火）

イ 出席者（代表）

警察庁：青山長官官房審議官（国際担当）

中国公安部：段国際合作局副局長

ウ 協議テーマ

捜査共助、特殊詐欺対策、サイバー犯罪捜査

(2) 日韓警察協議

ア 日時

令和6年12月4日（水）

イ 出席者（代表）

警察庁：青山長官官房審議官（国際担当）

韓国警察庁：李国際協力官

ウ 協議テーマ

捜査共助、サイバー犯罪捜査